

第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務
- (2) 所管課 越谷市市民協働部市民活動支援課
- (3) 内容 別紙「第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
※法令等に定める事項に違反した場合等、委託を継続することが妥当でないと認める場合には、事業委託を取り消す場合がある。
- (5) 委託料限度額 5,000,000円(税込)

2. 選定方式

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

- (1) 令和7年度越谷市物品購入等入札参加資格者として登録があり、かつ種目名が「集計・調査、企画研究、計画策定業務」として登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成30年告示第349号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成9年告示第8号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱(平成26年告示第202号)に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (6) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本プロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)

の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。

- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

4. 想定スケジュール

区分		項目	日時又は機関
一次審査	参加申込書等提出	実施要領の公表	令和7年5月1日(木)
		質問の受付	令和7年5月1日(木)から 令和7年5月12日(月)まで
		質問の回答	令和7年5月16日(金)
		参加申込書等の受付	令和7年5月1日(木)から 令和7年5月30日(金)まで
		一次審査結果等の公表・通知	令和7年6月5日(木)
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年6月12日(木)
		二次審査結果の公表・通知	令和7年6月18日(水)
		見積書の提出及び契約	令和7年6月下旬頃

5. 選定方法

(1) 委託予定者の選定

第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務委託プロポーザル審査選定委員会(以下「選定委員会」という。)により、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、委託予定業者を選定します。

ア 選定委員が下記【評価表】に基づき、評価を行います。

イ 選定委員の評価において、1位とされた数が最も多く、かつその総評価点の合計が、合計配点の60%以上の者に対し最上位の優先順位を与えます。

ウ 上記イの結果において、1位の事業者が複数となった場合は、各選定委員の評価において、合計得点の高い者に対し最上位の優先順位を与えます。

エ 上記ウの結果においても、まだ、複数となる場合には、選考者の過半数で決し、最上位の優先順位を与えます。

オ 参加者が1団体の場合は、選定委員の総評価点の合計が、合計配点の60%以上であれば、受託候補者とします。

カ 全ての参加者から適切な提案がない場合(総評価点の合計が、合計配点の60%未満)には、候補者を選定せず、企画提案の手続きを中止します。

【評価表】

評価項目	配点	着眼点
受託体制	10点	業務に係る人数、体制、管理、責任体制
受託実績	10点	官公庁の業務委託実績等
業務に対する認識	20点	業務遂行上の重要事項、課題、作業方法等に対する認識の深さ
企画表現・独自性	30点	プレゼン内容から参加者の意欲やスキル、独自性が感じられるか
見積金額	30点	提出された見積書について、下記※のとおりに評価を行う。
合計	100点	

※見積金額の評価計算式

$$30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の70\%}) / \text{委託料限度額} \} \times 100$$

なお、1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。

また、委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。

(2) 選定結果の通知

プレゼンテーション・ヒアリングの実施後、本プロポーザルに参加した全事業者に書面及び電子メールで選定結果を通知します。(6月中旬頃を予定)

6. 実施要領等の配布

(1) 配布期間 令和7年5月1日(木)～6月2日(月)

(2) 配布場所 市ホームページからダウンロード

(3) 資料名

ア 第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務委託プロポーザル実施要領

イ 第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務委託仕様書

ウ 質問書

エ 第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務委託プロポーザル選考会参加申込書

7. 質問及び回答方法

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(様式1)に必要事項を記載の上、電子メールで提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年5月12日(月)17時15分まで
- (2) 提出方法 電子メールで提出
- (3) 提出先 越谷市市民協働部市民活動支援課
メールアドレス:shikatsu@city.koshigaya.lg.jp
- (4) 回答日時 令和7年5月16日(金)までに、ホームページで回答を公表
※締切りまでに質問があった場合のみ

8. 参加申込書・企画提案関係書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書(様式2)及び企画提案関係書類を以下のとおり提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式2):1部
 - イ 企画提案書:6部(正本1部、副本5部)※「9.企画提案書について」を参照
 - ウ 見積書:6部(正本1部、副本5部)※「10.見積書について」を参照
- (2) 提出期限 令和7年5月30日(金)17時15分までに必着
- (3) 提出先 越谷市市民協働部市民活動支援課
- (4) 提出方法 郵送または持参(郵送の場合は書留扱いとすること。)
※参加申込書は電子メールの提出でも可

9. 企画提案書について

別紙「第2次越谷市多文化共生推進プラン策定業務委託仕様書」に基づき、以下の項目の順番で企画提案書を作成してください。なお、様式は任意ですが、表紙等を含め30ページ以内としてください。

- (1) 会社概要
- (2) 受託体制
- (3) 受託実績
- (4) 計画策定における業務実施方針
- (5) 重視すべき多文化共生施策、課題等
- (6) 計画の構成案
- (7) 計画策定業務スケジュール

- (8) 計画策定業務担当者の役割
- (9) 計画策定支援にあたっての工夫(策定体制、独自性、見やすさ等)
- (10) その他、上記以外の提案、創意等があれば記載

10. 見積書について

見積書は、以下の点に留意し作成してください。

- (1) 委託料限度額の範囲 5,000,000円(税込)以下
※上記限度額を超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効とし、失格とする。
- (2) 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積った契約希望金額(課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者(代理人で指名参加登録している場合は、代理人)を記載し、代表者印(代理人の場合は、代理人の印)を押印すること。
- (4) 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書(課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること。)を添付すること。
- (5) 見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。
- (6) 見積明細書には、年度ごとの金額の内訳を記載すること。
- (7) 見積明細書の様式は問わない。
- (8) 見積書類一式は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。

11. プレゼンテーション・ヒアリングについて

- (1) 日時 令和7年6月12日(木)
- (2) 会場 未定(詳細日時は別途通知)
- (3) 機器 市が用意するプロジェクター、スクリーン及びパソコンを使用することが可能
【プレゼンテーション留意事項】
 - ア 原則非公開で行うものとする。
 - イ 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とする。
 - ウ 説明は、提案書に記載した内容に限る。
 - エ 説明者は、開始予定時刻の10分前までに控室に入り待機すること。
 - オ 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとする。

12. 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとします。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがあります。

13. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格(選定対象からの除外)とします。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合
- (8) 選定結果発表までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合

14. その他

- (1) 参加申込書、技術提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出資料に記入した配置予定者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ越谷市から承諾を得るものとする。
- (3) 提出資料の取扱い
 - ア 提出された参加申込書、技術提案書等は返却しない。
 - イ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用(複製、転記又は複写等)することができるものとする。
 - ウ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

エ 最優秀者として選定された提案資料は、市ホームページ等において公開できるものとする。この場合において、越谷市から求めがある場合には、選定された者は、当該資料のPDFデータを越谷市に提供するものとする。

- (4) 選定委員による参加者全員の評価等審査内容は市ホームページで公表する。
- (5) 選定委員会において、最優秀者として決定した者は、プロポーザルの結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。
- (6) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

15. 問い合わせ先

越谷市市民協働部市民活動支援課国際化担当

〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話番号 048-963-9114

FAX番号 048-965-7809

電子メールアドレス shikatsu@city.koshigaya.lg.jp